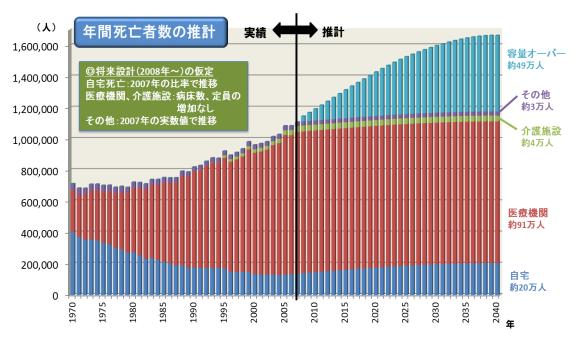
看護小規模多機能型居宅介護の創設の経緯

平成24年介護報酬改定「複合型サービス」が創設

医療処置や介護が必要になっても住み慣れた地域で最後まで暮らしが続けられる新しい制度が誕生しました。家族にとっても、介護と仕事の両立が可能なサービスになりました。

>可能な限り、住み慣れた地域や自宅で、最後まで暮らし続けるために

今後、日本は高齢・多死社会を迎え、年間死亡者数が医療機関や介護施設のベッド数を大幅 に上回っていきます。そのため、在宅療養を支え、地域で看取る体制づくりが急務となります。



【出典】中央社会保険医療協議会(平成23年5月18日)資料「わが国の医療についての基本資料」 【原典】2007年までは「人口動態統計」、2008年以降は「将来人口推計」に基づき、推計

≻国民のニーズ「家族に負担をかけずに在宅療養」

「可能な限り、住み慣れた地域で、自宅で、最後まで暮らし続けたい」- これは多くの国民の希望です。しかし同時に、「家族に介護の負担はかけたくない」という気持ちもあります。一人暮らしや高齢者のみの世帯も増えていく中、家族の介護力がなくても、医療・介護サービスを利用して在宅で暮らせる環境づくりがこれからの課題です。

自分が介護が必要になった場合の希望

	回答	割合
٢	自宅で家族中心に介護を受けたい	4%
自宅	自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい	24%
	家族に依存せずに生活出来る様な介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい	46%
高齢者住宅等 🖥	有料老人ホームやケア付き高齢者住宅に住み替えて介護を受けたい	12%
施設・	特別養護老人ホームなどの施設で介護を受けたい	7%
医療機関 1	医療機関に入院して介護を受けたい	2%
	その他	3%
	無回答	2%

両親が介護が必要になった場合の希望

134816 718216 10 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10			
	回答	割合	
自宅 高齢者住宅等 - 施設 医療機関	自宅で家族中心に介護を受けさせたい	4%	
	自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けさせたい	49%	
	家族に依存せずに生活出来る様な介護サービスがあれば自宅で介護を受けさせたい	27%	
	有料老人ホームやケア付き高齢者住宅に住み替えて介護を受けさせたい	5%	
	特別養護老人ホームなどの施設で介護を受けさせたい	6%	
	医療機関に入院して介護を受けさせたい	2%	
	その他	3%	
	無回答	4%	

【出典】第29回社会保障審議会介護保険部会(平成22年8月23日) 【原典】介護保険制度に関する国民の皆さまからのご意見募集(平成22年5月15日、厚生労働省老健局)

≻しかし、在宅療養は難しい・・・ 「家族に負担をかけずに在宅療養」を困難にしている要因は・

日本看護協会が医療・在宅・介護に携わる方々にヒアリングを実施したところ、在宅療養を 難しくしている要因が寄せられました。

病院

- ・家族が在宅介護で疲れてしまい、レスパイト的な緊急入院が多い
- ・在宅で看取れるか家族が不安になり、在宅看取りの意思が揺らいでしまう。



訪問看護ステーション・在宅療養支援診療所

- ・在宅の介護力が足りないために、病院に入院してしまう (介護サービスさえあれば、かなりの医療的な対応、症状緩和は在宅でもできる)
- ・家族が不安・疲弊してしまい、ターミナル期の2~3週間を在宅で支え切れない



がんセンター

- 動けなくなるのは最後の数週間だが、その数週間を支えてくれるサービスがない
- ・医療機関ではなく、生活の場に、タイムリーに医療や看護が入れる仕組みが必要



在宅療養する利用者・ご家族

- 「家で看取る」というイメージがつかない
- ・在宅療養で困ったことや不安を、身近に相談できる窓口がない
- 医療依存度が高い人を受け入れてくれるショートステイがない。



>在宅療養に必要なサービスを一つにしました

24時間365日、安全・安心な在宅療養を続けるためには、多様なサービスが不可欠です。 訪問看護や訪問介護のサービスだけで頑張っても、一日の限られた時間を「点」で支えるのが 精一杯です。時には、看護・介護の専門職の目の行き届くところで「通所」や「宿泊」ができ、 さらに、療養上の不安や疑問を、看護職に気軽に相談できるサービスが在宅療養には必要です。 そこで、従来の通いや訪問のサービスに、在宅療養の継続に必要なサービスを加えた、在宅療

養者と家族を支える新サービスを一つにし提案しました。



これらの機能を一体的に提供できるサービスが必要



訪問看護と

小規模多機能型居宅介護(訪問介護、通所、宿泊)を

一体的に提供できるような、新サービスの創設を要望

(平成22年8月23日 社会保障審議会介護保険部会において提案)

「小規模多機能型居宅介護」の通所・宿泊・訪問介護に、あらたに「訪問看護」の機能を加 えることで、医療・介護ニーズの高い在宅療養者への支援の充実を図るものです。

> 平成24年度介護報酬改定 複合型サービスの創設へ

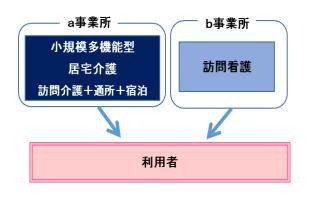
複合型サービスとは(平成24年改正介護保険法)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護 または 小規模多機能型居宅介護を2種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。

「複合型サービス」の第一弾 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせが実現

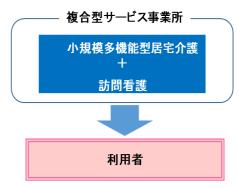
小規模多機能型居宅介護と同じ地域密着型サービスです。今まで利用のできなかった医療ニーズの高い要介護者が24時間365日、顔なじみのスタッフより看護と介護のサービスを受けることができるようになりました。

今までの小規模多機能居宅介護



それぞれのサービスを別々の事業所から提供

創設の複合型サービス



1つの事業所から訪問看護も提供 訪問看護事業所との一体的な運営が可能

> ^{略して} **看多機♪** (かんたき)

> 平成27年度介護報酬改定

複合型サービスから**看護小規模多機能型居宅介護**へ名称変更

日本看護協会ではサービス創設時より3年間にわたり、全国の12か所の複合型サービス事業所から詳細なサービス内容や運営方法について、記録やデータを基にサービス効果について分析しました。その結果、複合型サービスは医療依存度の高い利用者あるいは状態が不安定な利用者に対応できるサービスであることが実証でき、介護給付費分科会をはじめとして、様々な場でサービスの効果を紹介してきました。

そして、平成27年度介護報酬改定では、そのニーズや重要性が認められ、サービスの設置 促進や医療ニーズに対応した加算が新設されました。

平成27年度介護報酬改定の改定事項

- サービス名称 「看護小規模多機能型居宅介護」へ変更
- 看護体制の機能に伴う評価の見直し (医療ニーズに対応している事業所への加算)
- 定員登録数等の緩和 (利用登録者数29人へ拡大)
- 事業開始時支援加算の延長 (平成29年度末まで継続)
- 総合マネジメント体制強化加算の創設
- 運営推進会議及び外部評価の効率化
- 同一建物居住者へのサービス提供に係る評価の見直し
- 限定的緊急時の短期利用